

IFRSをめぐる動向 第62回 金融資産の減損プロジェクトの動向(2014年2月までの審議状況)(上)

I. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。今回及び次回は、IASBにおける金融資産の減損にかかわるプロジェクトの内容を2014年2月までの審議状況を踏まえ、2回にわたり解説します。

今回は、まず、減損プロジェクトについて概観した後、IASBでの再審議の過程における主な論点のうち以下の①から③について解説します。

- ①信用リスクの著しい悪化
- ②12ヵ月予想信用損失
- ③債務不履行の定義(以上、今回)
- ④ローン・コミットメントと金融保証契約
- ⑤実務上の簡便法
- ⑥割引率
- ⑦開示
- ⑧移行措置(以上、次回)

次回は残りの④から⑧の論点と、最終基準化に向けた今後の動向について、米国会計基準とのコンバージェンスの達成状況を含めて扱います。

金融資産の減損についてはまだ最終基準が公表されていないため、内容は変更される可能性があることにご留意ください。また、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、属する組織の見解とは関係のない旨をあらかじめお断りしておきます。

II. 金融資産の減損プロジェクトの概要

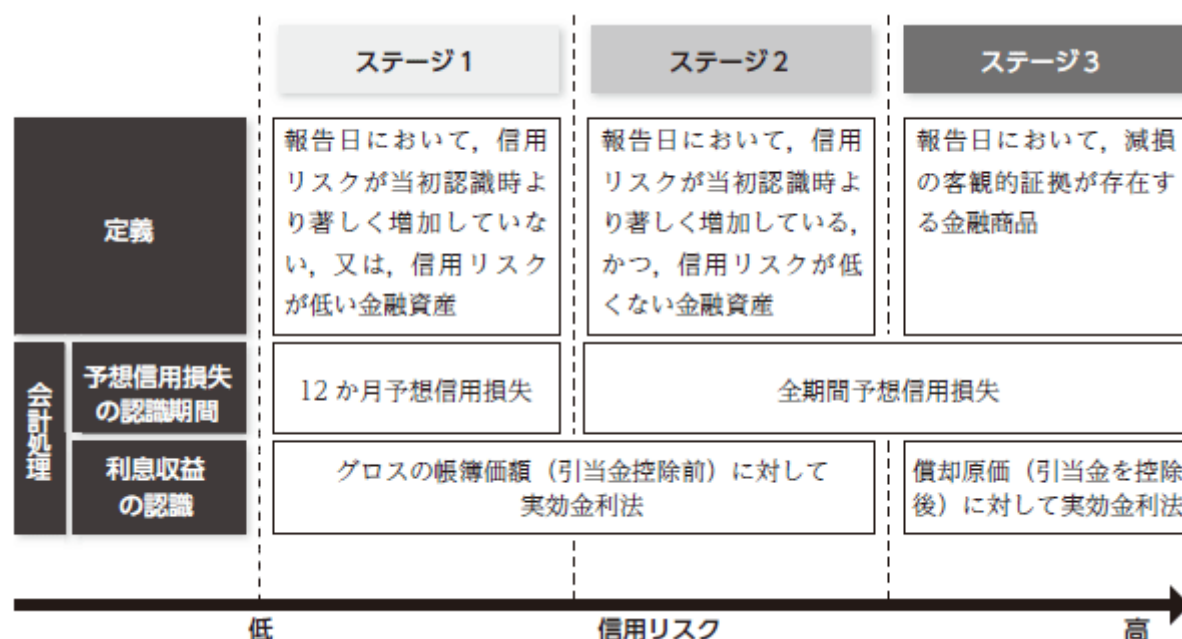
1. 2013年再公開草案の公表

IASBは、金融危機を経てその問題点が明らかとなった現行IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるプロジェクトにおいて、2009年11月に公開草案「金融商品：償却原価及び減損」、2011年1月に公開草案への補足文書、さらに2013年3月には再公開草案「予想信用損失」(以下、「再公開草案」とする)を公表しました。公表されたこれら3つの提案はいずれも企業が予想信用損失に対する引当金を金融資産の当初認識時から認識することを要求している点において共通していますが、予想信用損失を認識する方法が異なります。なお、本プロ

ジェクトは米国財務会計基準審議会 (FASB) との共同プロジェクトとして検討が続けられてきました。

この再公開草案が IAS 第 39 号の発生損失モデルに代えて採用している予想信用損失モデルは、財務諸表の利用者に対して企業の予想信用損失に関するより有用な情報を提供することを目的とする減損モデルとなっています。金融資産の減損に対する再公開草案でのアプローチは「信用悪化アプローチ」と呼ばれ、図1のとおり要約することができます。

【図1】再公開草案(2013年)の「信用悪化アプローチ」



企業A(債権者、たとえば金融機関)が企業B(債務者)に貸出を行う一般的なケースを想定し、図1にあてはめ時系列により説明すると次のとおりになります。まず、貸出の実行時から最初に迎える報告日までに、実行時の信用リスクが著しく増加していない金融資産は、債権者である企業Aにおいてステージ1の金融資産として会計処理されます。当該報告日において、当該金融資産の信用リスクが低いとされた場合もこれと同様に扱われます。

その後、債務者である企業Bの信用状況が悪化し、それ以降の報告日において、実行時から信用リスクが著しく増加しており、かつ、その報告日において信用リスクが低い金融資産は、企業Aにおいてステージ2として会計処理されます。

さらに、企業Bの信用状況が悪化し、以降の報告日において減損の客観的証拠が存在するとされた金融資産については、企業Aにおいてステージ3として会計処理されます。

予想信用損失モデルの範囲に含まれるすべての金融資産は、当初認識時より減損しているものを除き、報告日において次のとおり予想信用損失を認識することが求められます。すなわち、ステージ1の金融資産は、12ヵ月間予想信用損失(12ヵ月間の債務不履行事象から生じる予

想信用損失)を認識し、ステージ2とステージ3では、全期間予想信用損失(金融資産の期間全体にわたる債務不履行事象により生じる予想信用損失)を認識することとなります。

また、ステージ1及びステージ2に分類される金融資産の利息収益については、ステージ1及びステージ2では一般的にグロスの帳簿価額に対して実効金利法を適用して計算し、表示されます。しかし、ステージ3に分類される減損の客観的な証拠があった場合には利息収入の計算と表示方法は変更され、貸倒引当金を控除した後の残高に対して実効金利法を適用することとなります。

2. 再公開草案に寄せられたコメントとその後の再審議

再公開草案に対しては2013年7月まで広く一般からコメントが募集されました。全体として、金融資産にかかる信用損失の忠実な表現と、その情報の作成コストとの適切なバランスを図ったものであるとして支持するコメントが多数寄せられました。

しかし、同時に再公開草案の内容とその適用に対する懸念も寄せられており、2013年7月以降、IASBにおいて再審議が行われています。「Ⅲ. IASBにおける審議の概要」では、冒頭で紹介した主な論点のそれぞれについて、再公開草案の内容、フィードバックコメントにおいてIASBに対して寄せられた懸念を紹介し、さらにそれを受けたIASBにおける再審議及び暫定的決定について説明します。

Ⅲ. IASBにおける審議の概要

1. 信用リスクの著しい悪化

再公開草案の「信用悪化アプローチ」は前述のとおり3ステージモデルを採用しており、当初認識以降に信用リスクが著しく悪化した場合に、全期間の予想信用損失を認識するとされています。このため、「信用リスクの著しい悪化」をどのようにして認定するかは、再公開草案の採用する「信用悪化アプローチ」におけるステージ1からステージ2への移行、つまり全期間の予想信用損失の認識を開始する時点を決定するという意味で極めて重要となります。

再公開草案において提案されている「信用悪化アプローチ」のモデルに対しては、企業が再公開草案を適用するにあたり莫大なコストがかかることを懸念するフィードバックが寄せられています。たとえば、最近、新しい金融商品を開発したような場合において、企業には必ずしも洗練された信用リスク管理システムが整備されておらず、予想信用損失の算定に必要とされる過去データも十分に蓄積されていない状況が考えられます。

こうしたフィードバックを受け、信用悪化アプローチに基づく信用リスクの著しい悪化があったか否かの判定について、次の4つのアプローチが2013年10月のIASBの再審議において検討されました。

①信用リスクの絶対的レベルを基礎とするアプローチ

- ②信用リスク管理の目的の変化を基礎とするアプローチ
- ③信用引受方針を基礎とするアプローチ
- ④取引相手毎に信用リスクの著しい悪化があったか否かを評価するアプローチ

再審議の結果、アプローチ④が採用されることとなり、全期間の予想信用損失は当初認識時以降に信用リスクの著しい悪化がある場合に認識されなければならない旨の再公開草案の立場を確認することが、暫定的に決定されました。また、以下の2点を特に明確にすることも暫定的に決定されました。

第一に、当初認識時点で類似した信用リスクを有する金融資産のポートフォリオについて、信用リスクの著しい悪化の評価を単純化することが認められます。具体的には、金融資産の種類や地域ごとのポートフォリオにつき、組成時における最大信用リスクを設定し、その後の報告日ごとにそのポートフォリオの信用リスクを組成時の信用リスクと比較することにより、信用リスクの著しい悪化の評価を行うこととなります。

第二に、信用リスクの著しい悪化の評価は、提案されているモデルの目的を達成する限り、必ずしも個々の金融資産の単位ではなく、取引の相手方をひとまとめの単位として評価することを通じて実施できるとされています。

2. 12カ月の予想信用損失

再公開草案ではステージ1に属するとされた金融資産については、12カ月の予想信用損失を測定目的とすることとされています。

この点について再公開草案に寄せられたコメントでは、貸出業務の経済的実態を忠実に表現することと、適用にかかるコストとのバランスをとる実務的な解決策として、受容できるとする意見がほとんどでした。その反面、当初認識以後信用リスクが著しく悪化していないステージ1の金融資産については、予想信用損失を認識すべきではないとする意見もありました。また、一部の規制当局や利用者からは、ステージ1の金融資産について、一部の金融資産に固有の予想信用損失を適正に反映しないのではないかと懸念が表明されました。

このため、IASBの再審議では、ステージ1の金融資産に対する予想信用損失について、従前に提示されたものを含めて以下の選択肢が検討され、③が暫定決定されました。

- ①従前に検討された3つの代替案。なお、いずれの案においても予想信用損失の認識を要求する期間を決定するにあたり、企業による重要な判断を必要とする見積技法が使用されることとなる。
 - (ア) 予見可能な将来 (foreseeable future) 又は信頼性をもって見積もることができ、かつ予想可能な (predictable) 期間
 - (イ) 損失が発生する期間 (loss emergence period)
 - (ウ) 12カ月よりも長い見込み (outlook) 期間

- ②ステージ1について、予想信用損失引当金を認識しない。
- ③12カ月の予想信用損失の測定目的を維持する(再公開草案のとおり)。

再審議における議論では、12カ月の予想信用損失が当初の予想信用損失の測定及び配分についての「大まかな代理」(crude proxy)となると考えられ、かつ、実務的でよりコストがかからない方法で予想が事後的に変動した場合の影響を反映することにもなるとして、再公開草案の合理性が指摘されました。また、ステージ1の金融資産では報告日において信用リスクの悪化が必ずしも適時に把握されているとは限らないことから、12カ月の予想信用損失をその代理として受け入れることが可能であることも指摘されました。

こうした議論を経て、IASBの再審議では選択肢③の12カ月の予想信用損失を維持するとの案が他の案よりも優れているということ、すなわち、ステージ1に属する金融資産の測定目的は、12カ月の予想信用損失であることが暫定的決定において確認されました。

3. 債務不履行(default)の定義

再公開草案では、信用リスクが当初認識時以降に著しく悪化しているかどうかを評価するに際し、債務不履行の発生確率(PD)の変動を基礎とすることが求められています。また、12カ月の予想信用損失は、再公開草案では「当該金融商品について報告日から12カ月以内に生じうる債務不履行事象により生じる予想信用損失」と定義されていますので、その測定にも影響しています。これらにもかかわらず、再公開草案では債務不履行については定義されていませんでした。

このような再公開草案に対しては、企業によりさまざまな定義を使用することが可能となっていることへの懸念から、債務不履行の定義を明確にすべきではないかとのフィードバックが寄せられていました。また、債務不履行の定義は多義的であるとの指摘や、債務不履行とステージ2、ステージ3との関連が不明確であるとの指摘もありました。

これらのコメントに対応するため、2013年9月のIASBの審議では債務不履行の定義の要否及び方法について以下の4つのアプローチが検討され、③が採用されました。

- ①債務不履行を支払の不履行(payment default)のみとして定義する。
- ②債務不履行を、質的要因を含めることにより定義する。
- ③「安全装置」(backstop)の役割を果たす反証可能な推定(rebuttable assumption)を定義する。
- ④債務不履行を定義しない(再公開草案のとおり)。

この結果、債務不履行の定義、つまり債務不履行に至ったと判断する時点を企業内部の信用リスク管理実務と首尾一貫して適用するとともに、財務制限条項を有する金融資産などについては質的要因をも考慮するのが適切であるとの観点から、債務不履行を統一的に定義することはしないこととしています。ただし、企業が債務不履行を定義するにあたって、延滞発生後に

経過した期間につき不適切に長い期間を設定し、債務不履行の時点を遅らせることに対する「安全装置」を提供すべきことの必要性を認め、アプローチ③が採用されました。

具体的には、延滞が発生した後に 90 日を超えた期間の経過した後には債務不履行が発生しないという反証可能な推定を含めることとされました。言い換えますと、90 日を経過した後においては、当該金融資産に債務不履行が発生していないことについて反証できない限り、債務不履行が発生していると推定されることとなります。この期間については当初 180 日が提案されておりましたが、IASB での議論の結果、銀行監督上の取扱との整合性等も勘案し、90 日に修正されることも暫定的に決定されました。この反証可能な推定については、企業がより遅い時点での債務不履行を適当とする、合理的で裏付け可能な情報を有している場合にはこの限りでないとされています。

(次回連載に続く)